

市川市控除対象特定非営利活動法人申出書

平成25年7月12日

市川市長

地方税法第314条の7第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出者

主たる事務所の所在地	〒272-0137 千葉県市川市福栄2丁目6番1号 電話番号 (047) 399-8111 FAX番号 (047) 399-8136		
フリガナ	エヌピーオーハウジン ショウガクセイモンテッソーリスクール		
法人の名称	NPO 法人小学生モンテッソーリスクール		
フリガナ	イケダ カズコ	[REDACTED]	
代表者氏名	池田 和子		
設立年月日	平成16年9月17日		
事業年度	開始日	平成25年4月1日	
	終了日	平成26年3月31日	

2 現に行っている事業

具体的な事業内容	実施年月日	実施場所	受益対象者の人数
小学生を対象とするモンテッソーリ教育法による教育事業	平成25年4月 ～平成26年3月	市川市（当事務所）	15人
（上記事業の一環として） 「モンテッソーリ教育に関する講演会開催」事業	平成25年7月	市川市 （行徳文化ホール I & I）	180人

寄附者実績

平成 25 年 7 月 12 日

市川市長

主たる事務所の所在地	〒272-0137 千葉県市川市福栄2丁目6番1号	電話番号 (047) 399-8111 FAX番号 (047) 399-8136
フリガナ	エヌピーオーハウジン ショウガクセイモンテッソーリスクール	
法人の名称	NPO法人小学生モンテッソーリ・スクール	
フリガナ	イケダ カズコ	
代表者氏名	池田 和子	

直近の2事業年度の寄附者の実績は、下記のとおりです。

記

直近の2事業年度	①（平成24年度）	②（平成23年度）
	24年 4月 1日から 25年 3月 31日まで	23年 4月 1日から 24年 3月 31日まで
寄附金収入総額	376,900 円	31,507 円
寄附金額ごとの寄附者数内訳（個人に限る。）		
999円以下	0 人	0 人
1,000円～1,999円	0 人	0 人
2,000円～2,999円	0 人	0 人
3,000円～3,999円	58 人 (a)	0 人 (e)
4,000円～4,999円	1 人 (b)	0 人 (f)
5,000円以上	12 人 (c)	0 人 (g)
寄附者数（合計）	71 人	0 人
3,000円以上の寄附金を支出した寄附者数	(a)+(b)+(c) 71 人 (d)	(e)+(f)+(g) 0 人 (h)
3,000円以上の寄附金を支出した寄附者数 （2事業年度における平均） [(d)+(h)] ÷ 2		35 人

備考

- 市川市控除対象特定非営利活動法人申出書（以下「申出書」という。）にこの書類を添付するときは、「①」の欄には申出書を提出する事業年度の1事業年度前の内容を、「②」の欄には申出書を提出する事業年度の2事業年度前の内容を記入すること。
- 市川市控除対象特定非営利活動法人実績報告書にこの書類を添付するときは、「①」の欄には当該事業年度の内容を、「②」の欄には当該事業年度の1事業年度前の内容を記入すること。
- 「寄附金収入総額」の欄には、正会員等から支払われた会費を含めないこと。また、正会員等から寄附金を受けたときは、寄附金収入総額及び寄附者数に含めて記入すること。
- 寄附者数を算定するに当たっては、寄附金をした全ての者の数を該当欄に記入すること。

3 寄附金を充当する予定の事業

事業名	具体的な事業内容	実施場所	受益対象者の人数	寄附金充当予定額
小学生を対象とするモンテッソーリ教育法による教育事業	①主に「数」・「言語」・「文化」の各領域について、モンテッソーリ教育法により、興味や知識の広がりを大切にしつつ、教授する。 ②興味対象を自覚させ、自己発見による充実感をもたせる。③学習方法について指導、助言し、自己学習ができるように導く。④子供達が自己を知り、自己活動することにより自立した人となるように導く。 ※上記内容を小学校の創設又は小学校のカリキュラムとして提供していくことを目指しています。	当事務所	15人	300,000円

【重要】

- 1 控除対象特定非営利活動法人として市川市税条例に名称等を規定するに当たり、市税の納付状況について確認することに同意します。
- 2 この申出書及びこの申出書の添付書類（法人の代表者印及び寄附者名簿（様式第3号）を除く。）を市川市のホームページ等で公表することに同意します。
- 3 特定非営利活動促進法を遵守し、同法に違反したときは、市川市税条例の規定から名称等を削除されても異議はありません。

平成25年7月/2日

法人の名称 NPO 法人小学生モンテッソーリ・スクール

代表者氏名 池田 和子

(法第28条第1項)

平成24年度特定非営利活動に係る事業報告書
NPO 法人小学生モンテッソーリ・スクール

1 事業の成果

- (1) 小学生を対象に、「数」・「言語」・「文化」の各領域について、モンテッソーリ教育法による教育事業を行いました。縦割りの少人数制、世代の交流（講師は20代から70代）など学校教育や進学塾、補習塾とは異なるユニークな教育プログラムを地域社会に提供できました。
- (2) 質の高い教育プログラムの提供のため、研修及びスタッフの研鑽に力を入れました。
- (3) 当NPOのユニークな教育プログラムを地域社会に広く知っていただくため、平成21年度から実施している「講演会」（無料）を、下記のとおり開催しました。
 - ・ 参加者は、約220名でした。
 - ・ 当講演会は、「市川市市民活動団体支援金制度」による支援金を受けることができ、また、市川市教育委員会後援行事及び浦安市教育委員会後援行事にもなりました。
 - ・ 講演会開催事業を通じて、地域の方に当法人の教育プログラムを知っていただくことができました。また、モンテッソーリ教育のみならず、子育ての参考となる情報を市民の方々にご提供できたことが、大変、有意義なことと思います。教育、子育てについて大変参考になった、興味深い話が聞けたなどの好意的なご意見が数多くありました。

記

開催日 : 平成24年10月6日(土) 午前9:30~11:30

開催場所 : 市川市立南新浜小学校体育館

演 題 : 「モンテッソーリ教育を受けた子どもたちに共通する
特徴・その根拠」

講 師 : 相良 敦子

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
小学生を対象とするモンテッソーリ教育法による教育事業	①モンテッソーリ教育法により、主に「数」・「言語」・「文化」の各領域について教授する。学校教育を超えた興味、知識の広がりをお大切にする。②興味あることを自覚させ、自己発見による充実感をもたせる。③学習方法について指導、助言し、自己学習ができるように導く。④子供達が自己を知り、自己活動することにより自立した人となるように導く。	原則、毎週、月、火曜日を中心に1回あたり2時間。60回実施。	当事務所	3人	小学生14人	1,637